

## 憲法週間を迎えて

裁判所では、5月3日の憲法記念日を中心とした5月1日から7日までを憲法週間と定めています。これは、憲法の本質や国民生活における裁判所の役割を国民の皆さんに理解していただくことを目的とするものです。

各地の裁判所では、例年この時期に、法廷等見学ツアーや各種説明会などの催しを積極的に行っていますので、ご興味のある方は、下記にお問い合わせください。各種行事への参加をきっかけとして、裁判所をより身近に感じ、裁判所や裁判についての理解を深めていただければ幸いです。

また、裁判所は、国民の皆さんにとって裁判がより利用しやすく分かりやすいものとなるように、日頃から幅広い広報活動を行っています。裁判例情報、司法統計、見学・傍聴案内をはじめとする各種情報については裁判所ウェブサイト (<http://www.courts.go.jp/>) で、裁判員制度の詳しい情報については裁判員制度ウェブサイト (<http://www.saibanin.courts.go.jp/>) で、それぞれ紹介していますので、ぜひ、アクセスしてみてください。

### ◎問い合わせ先

旭川地方裁判所総務課 ☎0166-51-6255

## 「市民団体協働の川づくり事業」について

### 「川づくり」からはじめませんか あなたの「まちづくり」

#### ■事業の概要

- 沿川の自治会や河川愛護団体などのみなさんによる草刈りや伐採作業です。
- 北海道が河川を管理する上で、必要と判断する区域を行っていただきます。
- 実施いただいた面積に応じた費用をお支払いします。

### ◎問い合わせ先

留萌建設管理部事業課河川係 ☎42-1849

役場生活環境課 ☎56-2111 (内線242・243)

## 自動車税の納期限は5月31日(月)です

自動車税は、毎年4月1日の所有者(使用者)の方に納めていただく道税です。必ず納期限内に納めましょう。

納税通知書は、5月6日に発送しますが、納税通知書が届かない方は下記までご連絡願います。

平成22年度の自動車税納税通知書(バーコードが印字されているもの)は、金融機関のほか、指定のコンビニエンスストアで納税することもできます。

### ●休日窓口の開設

日時 5月30日(日) 10時~18時

場所 旧ラルズ留萌店 1F

### ●夜間窓口の開設

日時 5月31日(月) 20時まで

場所 留萌振興局税務課窓口

### ◎問い合わせ先

留萌振興局税務課 ☎42-8418

## 外国人雇用は「ルールを守って」適正に! 6月は「外国人労働者問題啓発月間」です

国内及び道内在住の外国人労働者は年々増加していますが、中には社会保険が未加入であったり、適正な労働条件が確保されていない等の問題が散見されています。

厚生労働省では雇用対策法に基づく、外国人労働者の適正管理のための指針を定めておりますので、事業主の方々にはぜひご理解とご活用をお願いいたします。

外国人を雇い入れる場合は、次の3点を確認してください。

- ①就労が認められる在留資格であること
- ②雇入れ・離職はそれぞれハローワークに届出を行うこと
- ③社会保険加入等の雇用管理は適正に行うこと。

### ◎問い合わせ先

留萌公共職業安定所(ハローワーク) ☎42-0388

留萌労働基準監督署 ☎42-0463